



## 司法改革 NOW

**弁護士会を中心とする市民運動の勝利！  
弁護士報酬敗訴者負担法案の廃案なる。  
秋の臨時国会で新たに2法案が成立し、  
司法改革関連の立法作業は完了。**

第161回臨時国会において、司法修習生の給費制を廃止し貸与制を導入する裁判所法の改正法及びADR基本法の2本が成立。弁護士報酬敗訴者負担法案は政府提出法案としては異例の廃案となり、司法改革関連の立法作業は基本的に終了した。

### ■敗訴者負担制度 **廃案!**

#### 【概要】

秋の臨時国会を天王山と位置付け、市民とも連携を保ちながら敗訴者負担制度の導入を阻止すべく全力で取り組んできた弁護士会の反対運動が大きな実を結び、「合意を内容とする弁護士報酬の敗訴者負担制度」の導入を内容とする「民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案」は、廃案という形で一応の決着をみた。

#### 【課題】

しかし、同時に私的契約上の敗訴者負担条項の効力については立法上の手当てがなされないままとなり、今後、どのような取り組みをするかが課題として残された。

### ■司法修習生の給費制廃止・貸与制導入

一部修正のうえ平成16年12月3日成立

#### 【概要】

弁護士会は、給費制堅持を訴え続けたが、その意義について、国民的理解を得ることはできず、給費制の廃止・貸与制への移行を内容とする「裁判所法の一部を改正する法律」が成立した。ただ、当初の法案では

平成18(2006)年秋から導入が予定されていたが、弁護士会のねばり強い運動もあって、法科大学院生への周知期間を考慮し、実施時期を平成22(2010)年11月1日に修正したうえでの可決となった。

### ■ADR基本法

平成16年11月19日成立

#### 【概要】

裁判以外の紛争解決手段を強化・育成するため、民間の紛争解決機関を対象に国の認証制度を創設し、認証を受けた紛争解決手続には、時効の中断、訴訟手続の中止、調停前置の特則等の法的効果を付与すること等を定めた「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」が成立。

#### 【課題】

残された問題点は、ADRにおける手続代理業務を隣接法律専門職に認めることの適否にある。法的知識に乏しく、自律的な倫理規範をもたない者が、他人の法律事件に介入することは、当事者その他の関係者の権利や利益を損ね、法律生活の公正円滑な営みを妨げることから、法的知識と倫理的規律の両面から、法律事務に業として携わる者の資格を限定した弁護士法72条との関係で大いに問題である。司法改革推進本部で手続代理に関するガイドラインが決定されたが、今後の士業法の改正に際しては、弁護士会が事前の立法段階から積極的に関与し、72条の実質的内容が確保できるよう活動することが肝要である。

(司法改革推進センター副委員長 石黒清子)